

## 犬山市産業振興会議規則

平成 30 年 10 月 3 日規則第 50 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、犬山市産業振興基本条例（平成 30 年条例第 36 号）第 17 条第 2 項の規定に基づき、犬山市産業振興会議（以下「振興会議」といいます。）の運営などに関し必要な事項を定めるものとします。

(委員)

第 2 条 振興会議の委員（以下「委員」といいます。）の定数は、11 人以内とします。

2 委員の任期は、2 年とします。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とします。

3 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱します。

(1) 学識経験者

(2) 産業関係団体の関係者

(3) 金融機関の関係者

(4) 教育機関の関係者

(5) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(会長)

第 3 条 振興会議に会長を置きます。

2 会長は、委員の互選により定めます。

3 会長は、振興会議を代表し、会務を総理します。

4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理します。

(招集及び議事)

第4条 振興会議の会議は、会長が招集します。ただし、会長及びその職務を代理する者が在任しないときの会議は、市長が招集します。

2 会長は、会議の議長となります。

3 振興会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができません。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによります。

5 振興会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、説明又は意見を聞くことができます。

(守秘義務)

第5条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはいけません。その職を退いた後も、同様とします。

(庶務)

第6条 振興会議の庶務は、経済環境部産業課において行います。

(補則)

第7条 この規則に定めるもののほか、振興会議に関し必要な事項は、会長が別に定めます。

附 則

この規則は、公布の日から施行します。